平成２９年（フ）第４３号
三重県四日市市平尾町3445番地
債務者　堀部　尚美
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第２３６号
静岡県焼津市岡当目76番地の３、旧住所静岡県焼津市西小川６丁目12番地の５
債務者　松永　昭治
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　真央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６８８号
名古屋市中区栄１丁目13番14号　アーバン伏見401号
債務者　近藤　和弘
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　義徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２８号
石川県加賀市若葉台81番地
債務者　内藤　克正
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第４７１１号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番32―619号
債務者　磨島断熱こと　磨島寿七生
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３６４号
札幌市西区発寒10条２丁目６番26号　フィオラノ発寒中央８―101号
債務者　千葉みどり
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５１１号
札幌市豊平区平岸３条９丁目６番９号　平岸コーポスリーナイン402号
債務者　池田　廣之
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５４１号
札幌市東区東苗穂13条３丁目22番３号　プレステージ壱番館202号
債務者　泉屋　優子（旧姓古舘）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５８７号
札幌市厚別区厚別西３条２丁目１番１―501号
債務者　影浦　昭仁
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６７１号
札幌市西区二十四軒３条４丁目５番26号　ララコム24Ａ―201号
債務者　今村　洋平
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６９３号
札幌市豊平区平岸４条９丁目13番19号　第５コスモハイツ101号
債務者　平賀　久壽
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７００号
札幌市東区北49条東６丁目４番18―101号
債務者　玉井　宏明
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７０５号
札幌市東区北24条東17丁目１番14―301号
債務者　坂本　照美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７１３号
北海道千歳市新富１丁目23番５号
債務者　下田　彩子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７３３号
札幌市北区北27条西11丁目６番１―101号
債務者　中里　直子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７３８号
北海道千歳市北斗２丁目５番７号　コーポドミナス2001―106号
債務者　佐藤　徹人
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部